

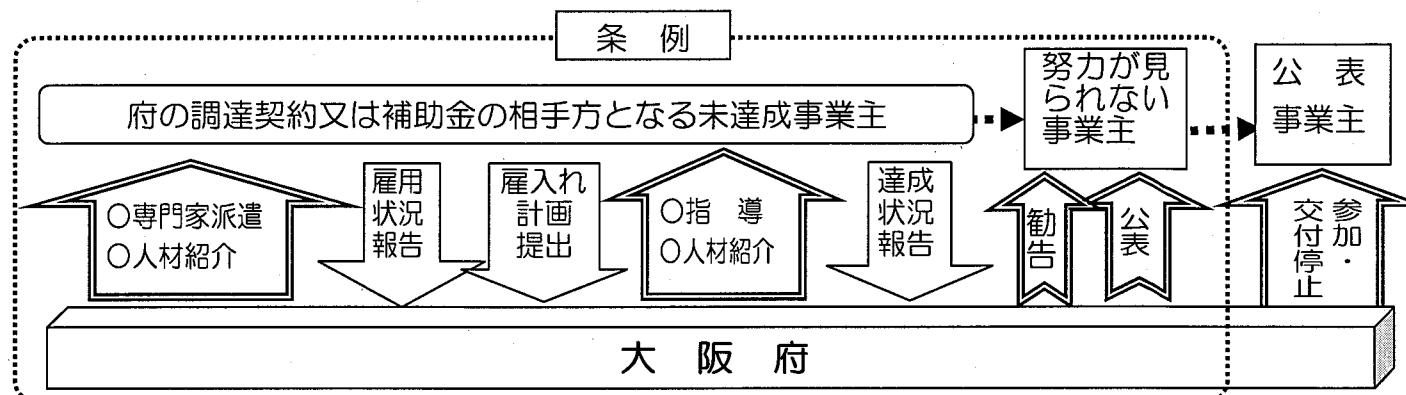
## 府の調達契約・補助金交付の相手方に対する法定雇用率達成への誘導について

### □(仮称)大阪府障がい者の雇用・就労促進条例による誘導・支援(一般業務)

…平成21年9月議会に条例案(施行時期—平成22年4月1日)を上程

府の調達契約や補助金交付の相手方となる法定雇用率未達成の事業主に雇入れ計画の提出を義務づけます。また、雇入れ計画の達成に向けた取組みを行う事業主を人材紹介などによりサポートします。

なお、達成に向けた努力が見られない事業主に対し、改善勧告を経て事業主名等の公表を行います。



※要綱(知事の権限)に基づき、公表事業主に対しては、一定期間の入札参加停止又は補助金交付停止の措置を行います。

#### (基本的施策)

- ①府民の理解促進
- ②事業主の取組みの促進
- ③特例子会社等の設立促進
- ④職業教育の推進
- ⑤職業能力開発の推進
- ⑥障がい者支援施設等への支援
- ⑦職場定着の支援
- ⑧多様な働き方への支援
- ⑨府職員の採用

### □法定雇用率達成の条件化による雇用促進(労働関係業務のみ)

…要綱(知事の権限)の制定(施行時期—平成22年7月15日)

府の調達契約や補助金のうち、労働関係業務にかかるもの（一部を除く）については、相手方の条件として法定雇用率の達成を求めます。